

意見書案第 6 号

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和元年6月24日

福岡市議会

議長 阿部 真之助 様

提出者 福岡市議会議員

松尾 りつ子

倉元 達朗

堀内 徹夫

田中 たかし

森 あやこ

近藤 里美

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書

加齢に伴い耳が聞こえにくくなる加齢性難聴は、コミュニケーションが困難になるなど日常生活を不便にし、生活の質を落とすことだけでなく、鬱や認知症の原因にもなることが指摘されています。これに対し、補聴器を使用することで、高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができると考えられます。

しかし、補聴器の値段は、片耳が3万円から20万円、両耳で10万円から50万円にもなり、非常に高額ですが、保険適用の対象ではありません。

身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者である高度・重度難聴の場合は、補装具費支給制度により補助を受けられるものの、その対象者は僅かで、約9割の人は全額自費で購入しなければなりません。

そのため、日本の補聴器使用率は、補聴器購入に対する公的補助制度がある欧米に比べ圧倒的に低くなっています。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設されるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，財務大臣，
厚生労働大臣 宛て

議 長 名